

平成29年2月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社小田通商 代表者小田岩夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区南小岩4-2-7 (本社営業所) 東京都江戸川区南小岩4-2-7
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年12月21日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年2月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社オリーブ観光バス 代表者奥澤博行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-1-2 (本社営業所) 神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-1-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	平成28年12月27日及び平成29年1月12日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)、(2)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)